

令和6年度鉾田市芸術文化振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、芸術文化活動への参加及び芸術文化の鑑賞の機会を多くの市民に提供し、本市における芸術文化活動の振興を図るため、芸術文化団体が行う芸術文化振興事業等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、鉾田市補助金等交付規則(平成17年鉾田市規則第37号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助対象団体は、活動の中心を市内とし、自ら企画・遂行する能力のある非営利の芸術文化団体であり、次の各号に掲げる要件をすべて満たす団体に限る。

- (1) 市内に事務所又は活動の拠点を有し、構成員が5人以上で、その半数が市内に居住する者、通勤する者若しくは通学する者であること
- (2) 会則・規約等を有すること
- (3) 事業を実施するにあたり、明確な会計経理がなされること
- (4) 政治・宗教活動を目的としていないこと
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は、その構成員の統制下でないこと
- (6) 国・地方公共団体が資本金、基本金その他これに準じるものを出資している団体でないこと
- (7) 本市から運営等に係る経費の助成を受けている団体でないこと

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、芸術文化団体が市内で実施し、補助金交付による効果が期待できる芸術文化事業で、次の各号に該当するものとする。

(1) 市民参加事業

事業に関わる団体(主催者・共催者)の構成員や会員以外の市民が出演・出品するなど、幅広い市民の事業への参加が見込まれ、芸術文化の裾野の拡大に貢献する事業とし、1事業1回限りとする。ただし、第6条第1号の規定に基づき、審査会により承認された事業は、補助金の交付を受けられるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、補助事業の対象外とする。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 国、地方公共団体からの補助、助成又は委託等を受けている事業
- (3) 政治・宗教活動を目的としている事業
- (4) 収益の寄付や募金を目的として行われるチャリティー等の慈善事業
- (5) 芸術文化の振興又は、普及以外に主眼が置かれた事業
- (6) 暴力団の利益になる事業又は、暴力団の活動に資することになる事業
- (7) 事業の参加者(出演者・出品者)が、事業に関わる団体(主催者・共催者)の構成員や会員のみである等、限られた範囲を対象とする事業
- (8) その他市長が適当でないと認める事業

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助上限額等は、別表のとおりとする。

2 補助対象となる事業の実施期間は、補助金交付決定の日から令和7年2月28日までとする。

(補助金の交付要望)

第5条 補助金の交付を受けようとする芸術文化団体は、芸術文化振興事業補助金審査申込書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 団体調書(様式第4号)
- (4) 会則又は、規約及び会員名簿等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の審査及び決定)

第6条 市長は、前条の規定により提出された補助金交付要望書の内容について、書類による予備審査の後、有識者による審査会において審査を行い、選考及び補助金の交付額の査定を行う。

2 市長は、審査終了後に結果の公表及び芸術文化団体に通知するものとする。

(交付の申請)

第7条 前条第2号により通知を受けた芸術文化団体は、規則第4条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、指定する期日までに芸術文化振興事業補助金交付申請書(様式第5号)に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第8条 規則第6条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は、遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、補助対象経費の20%以内の変更等軽微な変更はこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は、事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業を実施するときは、ポスター、チラシ及びプログラム等の印刷物、ホームページ、看板等に銚田市芸術文化振興事業補助金の事業である旨を明示すること。

(交付決定通知)

第9条 規則第7条の規定による通知は、芸術文化振興事業補助金交付決定通知書(様式第6号)によるものとする。

(変更等の承認申請)

第10条 第8条第1号又は、第2号の規定により承認を受けようとするときは、芸術文化振興事業補助金(変更・中止)申請書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査し、補助事業の内容、経費の配分又は、遂行計画の変更(又は中止)について承認の可否を決定し、芸術文化振興事業補助金(変更交付・中止)決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(状況報告)

第11条 規則第11条の規定により、市長が必要と認めたときは、補助事業等の遂行の状況に関し、市長に報告するものとする。

(実績報告)

第12条 規則第13条の規定により、補助事業が完了(中止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から30日を経過した日若しくは令和7年2月28日のいずれかまでに、芸術文化振興事業補助金実績報告書(様式第9号)に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費となる領収書(写し)
- (4) プログラム、チラシ、写真等
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めたときは、補助金の額を確定し、芸術文化振興事業補助金額確定通知書(様式第10号)により補助事業団体に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、市長が補助事業を円滑に遂行するために必要があると認められる経費については、交付決定額の80%を上限として、概算払いすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、芸術文化振興事業補助金精算(概算)払請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第15条 規則第16条第3項において準用する規則第7条の規定による通知は、芸術文化振興事業補助金交付決定取消通知書(様式第12号)によるものとする。

(返還命令)

第 16 条 規則第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による返還命令は、芸術文化振興事業補助金返還命令書(様式第 13 号)によるものとする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表

補助対象経費	音楽・文芸・美術費	演奏料，指揮料，ソリスト料，合唱料，ピアニスト料，楽器・楽譜借料，舞台監督料，出演料，監修料，演出料，作曲・編曲料，作詞料，脚本料，著作権使用料，調律料，振付料，舞台美術・衣装等デザイン料，上映費，翻訳料，美術作品賃料等
	会場・舞台費	会場使用料(付帯設備含)，会場設営費・撤去費，音響・照明費，道具等運搬費，作品運搬費，衣装費，かつら・メイク費，大道具・小道具費，舞台スタッフ費，映写機材費，看板制作費等
	印刷費	ポスター・チラシ印刷費，プログラム印刷費(※)，図録印刷費(※)，チケット印刷費，入場整理券印刷費，台本印刷費 (※)無料配布するものに限る
	謝金・人件費	会場整理・警備賃金，原稿執筆謝金，審査員謝金，その他日当(補助対象団体構成員以外)
	宣伝費	広告宣伝費，入場券等販売手数料
	記録費	録画費，録音費，写真費 (当該活動の成果として記録するものに限る)
	通信費	案内状送付料
	旅費	出演者，講師の交通費及び宿泊料 (必要最低限度のものに限る)

	その他	その他市長が適当であると判断した経費
補助対象外経費	(1) 自らが管理する会場施設の会場使用料 (2) 有料配布するプログラム・図録等作成経費 (3) 弁当類・飲料, レセプション・パーティ費, その他飲食経費 (4) コンクール入賞賞金・賞品, 花束・記念品代等 (5) 振込手数料 (6) 交際費・接待費 (7) 予備費, 雑費等使途が曖昧な経費 (8) 事業関係団体(主催者・共催者)の構成員や会員に支払う経費 (9) その他市長が適当でないと判断した経費	
補助率	補助対象経費の4分の3以内	
補助限度額 (当該補助金の額に1千円未満の端数があるときは, これを切り捨てる)	(1) 市民参加事業: 500千円 (ア) 同一団体1事業とし, 1回限りとする。ただし, 審査会の審査により, 同一事業を複数回継続できるものとする。その場合, 3回までは補助率を補助対象経費の4分の3以内, 4回以降は補助率を補助対象経費の2分の1以内とする。 (イ) 補助対象団体が複数であっても, 予算の範囲内において対応することとする。 (2) 補助対象経費より国及び地方公共団体を除く他の助成団体からの補助金, 又は助成金及び入場料等の収入を除いた額を上限とする。	